

新宿社協へのご支援は税制上の優遇措置が受けられます

新宿区社会福祉協議会（新宿社協）は、税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられる特定公益増進法人（社会福祉法人）です。

新宿社協へのご支援・ご協力が優遇措置（寄附金控除）の対象となります。

- ・ 新宿社協会費（個人会員／団体会員）
- ・ 共同募金（赤い羽根／歳末・地域たすけあい）
※共同募金の領収書は「共同募金会新宿地区協力会」から発行します
- ・ 寄附、遺贈

1 個人の場合

（1）所得税

新宿社協へのご支援は、確定申告により、**寄附金控除（所得控除）**または**寄附金特別控除（税額控除）**のいずれか有利な方を寄附者が選択のうえ受けることができます。

（控除額の計算方法）

- ① 寄附金控除（所得控除） 控除対象金額－2,000 円
（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号該当）
- ② 寄附金特別控除（税額控除） （控除対象金額－2,000 円）×40%
（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 第 1 項該当）

（2）個人住民税

新宿社協へのご支援は、東京都及び新宿区の条例により、住民税の税額控除の対象となります。

新宿社協に納めた日の翌年 1 月 1 日現在、東京都または新宿区にお住まいの方が確定申告を行うと、下記の税額控除が受けられます。

（計算方法）

- ① 東京都にお住まいの方 （控除対象金額－2,000 円）×4%
（東京都都税条例第 24 条の 5 該当）
- ② 新宿区にお住まいの方 （控除対象金額－2,000 円）×6%
（新宿区特別区税条例第 20 条第 1 項該当）

※この場合の控除対象金額は、年間所得の 30%が限度となります。

(3) 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を新宿社協に寄附した場合、寄附した財産には相続税が課税されません。なお、相続税の申告期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。

また遺贈（遺言によるご寄附）も相続税の対象となります。

（租税特別措置法第70条、租税特別措置法施行令第40条の3該当）

2 法人の場合

一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入ができます。

限度額は、その法人の資本金や所得の金額によって異なりますので、詳しくはお近くの税務署または税理士までご相談ください。

（法人税法第37条第4項該当）

- ※ 税制上の優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。年末調整では受けられませんのでご注意ください。申告の際には、当会が発行した領収書が必要となります。
- ※ より詳しい内容については、所得税・相続税・法人税は税務署へ、区民税は新宿区へ、都民税は東京都へ直接お問合せください。
- ※ 共同募金（赤い羽根／歳末・地域たすけあい）の寄附控除用の領収書が必要な方は、お手数ですが、新宿社協高田馬場事務所までご連絡ください。
- ※ 東京都及び区市町村から要請があった場合、寄附者の住所・氏名・寄付金額等を記載した名簿を提出することがありますので、あらかじめご承知おきください。

《問合せ》

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
法人経営課

TEL 03-5273-2941 / FAX 03-5273-3082

Eメール houjin@shinjuku-shakyo.jp